

令和7年度 第3回足立区立図書館協議会

令和7年12月11日（木） 午前10時00分

足立区生涯学習センター 研修室1

—— 次 第 ——

- 1 議長挨拶
- 2 前回議事録の確認
- 3 事務局からの説明・質疑応答
 - (1) 館内のルール・マナーの見直しについて
- 4 意見交換
 - (1) 本協議会の2か年度の活動に関する総括について
- 5 事務連絡

【配付資料】

- | | |
|-------|------------------------|
| 資料1 | 足立区立図書館協議会委員名簿 |
| 資料2 | 令和7年度第2回足立区立図書館協議会議事録 |
| 資料3 | 館内ルール・マナーの見直しについて |
| 参考資料1 | 中央図書館2階「音に関するゾーニング案」図面 |

足立区立図書館協議会委員名簿

任期 令和6年8月1日から令和8年7月31日まで

	氏 名	職歴等
1	大串 夏身【議長】	昭和女子大学名誉教授（図書館情報学）
2	原田 隆史【副議長】	八洲学園大学教授（図書館情報学）
3	豊田 恭子	東京農業大学教授（学術情報課程）
4	坪 直孝	「あだち絵本シアター」事業協賛企業関係者
5	浅野 有美	区民
6	芦川 珠美	足立区青少年委員
7	小林 野渉	株式会社散歩社 YADOKARI 株式会社（あやセンター委託事業者）
8	高橋 妙子	読み語りボランティアグループ代表
9	塚本 祐士	絵本作家
10	柳川 富士雄 ※1	足立区視力障害者福祉協会会長
11	檜垣 由紀	区民（郷土博物館展示解説ボランティア博友会会長）
12	藤田 利江	全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー
13	三浦 昌恵	NPO法人子育てパレット代表理事
14	菊入 伸二	足立区立青井中学校校長
15	田中 岳晴	足立区立東栗原小学校校長

※1：令和7年8月6日から令和8年7月31日まで

令和 7 年度 第 2 回足立区立図書館協議会 議事録

会 議 名	令和 7 年度 第 2 回足立区立図書館協議会		
事 務 局	地域のちから推進部 生涯学習支援室 中央図書館 図書館サービスデザイン担当課		
開催年月日	令和 7 年 9 月 2 9 日 (月)		
開 催 時 間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 4 時 1 0 分		
開 催 場 所	生涯学習センター 講堂		
出席委員	大串 夏身 委員	原田 隆史 委員	豊田 恭子 委員
	坪 直孝 委員	高橋 妙子 委員	塚本 祐士 委員
	檜垣 由紀 委員	藤田 利江 委員	柳川 富士雄 委員
	菊入 伸二 委員	田中 岳晴 委員	
欠席委員	浅野 有美 委員、芦川 珠美 委員、小林 野渉 委員 三浦 昌恵 委員		
出席職員	中央図書館長 大久保 慎也	図書館サービスデザイン担当課長 河合 郁子	中央図書館 鶴殿 崇人
	中央図書館 兼平 聡	中央図書館 河野 春樹	中央図書館 木村 徹也
	中央図書館 原 弘一	中央図書館 島澤 良将	中央図書館 福澤 紘太
	図書館サービスデザイン担当課 大垣 裕美	図書館サービスデザイン担当課 井上 淳子	図書館サービスデザイン担当課 柴田 志帆
	図書館サービスデザイン担当課 中本 真帆		
会議次第	1 委嘱状交付 2 議長挨拶 3 前回議事録の確認 4 事務局からの説明・質疑応答 (1) 漫画の収集について (2) 館内のルール・マナーの見直しについて 5 事務連絡 (1) 次回協議会の日程 (案)		

会議資料	資料 1 足立区立図書館協議会委員名簿 資料 2 令和 7 年度第 1 回足立区立図書館協議会議事録 資料 3 漫画の収集について 資料 4 館内ルール・マナーの見直し 参考資料 1 足立区の図書館（令和 5 年度事業報告書） 抜粋 参考資料 2 区立図書館 館内図 参考資料 3 「足立区立図書館の新しい館内ルール」に関する調査 ＜撮影＞自由意見（抜粋）
そ の 他	なし

午後 2 時 0 0 分開会

○大久保中央図書館長 定刻になりましたので、ただいまから第 2 回足立区立図書館協議会を開会いたします。本日はお忙しいところ、また大変お暑い中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

私は、本協議会の事務局を務めさせていただきます足立区立中央図書館長の大久保でございます。

また、僭越ではございますが、本日、事務局として出席させていただいております区のメンバーをご紹介します。

図書館サービスデザイン担当課長、河合でございます。

○河合課長 河合です。よろしくお願いいたします。

○大久保中央図書館長 そのほか、中央図書館の職員も出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

以降、着座にて失礼いたします。

議事に入る前に 3 点ご案内いたします。

1 点目です。

本協議会は、足立区立図書館条例及び足立区立図書館協議会運営規則に基づき実施いたします。

2 点目です。

本協議会は、足立区立図書館協議会運営規則第 5 条に基づき、委員の半数以上の出席により委員会が成立いたします。

本日は、残念ながら 4 名の方がご欠席となっておりますが、出席委員は過半数に達しておりますので、委員会が成立していることをご報告いたします。

最後に、3 点目となります。

本協議会は、公開を原則としているため、会議録をホームページ等で公開させていただきます。会議録作成や記録のため、事務

局にて録音及び撮影を行うことをご了承ください。

本日は傍聴人の方もお越しいただいておりますが、傍聴人の方は録音及び撮影はできないこととなっておりますので、ご了承くださいと思います。

議事に入りましたら、ご発言の際には、最初にご自分のお名前をおっしゃっていただいてから発言をお願いいたします。

では、ここから議事の進行は議長をお願いしたいと思います。

大串議長、よろしくお願いいたします。

—————◇—————

○大串議長 それでは、進行を代わらせていただきます。改めまして、本協議会の議長を務めさせていただきます大串と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、次第の 1 番目「委嘱状交付」。事務局から説明及び委嘱状交付の準備をお願いいたします。

○鶴殿係長 事務局を務めます足立区立中央図書館管理係長の鶴殿でございます。

私から委嘱状の交付についてご説明させていただきます。

令和 6 年 8 月 1 日から本協議会の委員としてご尽力いただきました戸部明男様ですが、足立区視力障害者福祉協会の会長職の交代に伴い、令和 7 年 8 月 6 日付で協議会委員をご解任となりました。

新たに足立区視力障害者福祉協会の会長に就任されました柳川富士雄様に令和 7 年 8 月 6 日付で協議会委員を委嘱いたします。

それでは、新任の柳川様に委嘱状を交付いたします。

柳川様、中央図書館長、よろしくお願いいたします。

○大久保中央図書館長 委嘱状、柳川富士雄様、足立区立図書館協議会委員を委嘱します。令和7年8月6日から令和8年7月31日まで。令和7年8月6日、足立区教育委員会。どうぞよろしくお願いいたします。

○柳川委員 謹んでお受けいたします。ありがとうございます。

○鶴殿係長 柳川委員、ありがとうございます。

○大久保中央図書館長 皆様ありがとうございました。

では、ここから再度、進行のほうを大串議長に戻させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○大串議長 分かりました。ありがとうございます。

ここで何か新しい委員の方に一言お言葉を頂くということはあるですか。

○大久保中央図書館長 事務局でございます。

特段予定はしていなかったんですけども。

○大串議長 やはり一言お言葉を頂いた方がよろしいんじゃないかと思えますけれども、いかがでございますか。

○柳川委員 どうも皆さん、私、視力障害者福祉協会の会長になりました柳川富士雄と申します。

何せ慣れない、ましてや目の前が何も見えない全盲でございますので、皆さんの足を引っ張ったりすることなしに、お手柔らかにひとつお願いいたしたいと思います。

できるだけご協力させていただいて、精一杯、勉強を兼ねて、今後ともよろしくお願いいたします。

○大串議長 ありがとうございます。

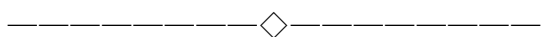
私も、個人的な話で申し訳ないんですけども、私が図書館というのを初めて意識したのは、私の田舎の伊万里にやはり目が

見えない大叔父がいて、田舎に帰ると必ずその大叔父に本を読んでやるというのを、頼まれていつも読んでいたんですけれども、あるとき大叔父が、最近国会図書館で対面朗読を始めた、それで伊万里の図書館でやっているのかちょっと伊万里の図書館に行ってみて聞いてこいと言われて、行って、それで、やっていないと。それで、東京に戻って、日比谷図書館とかいろいろ聞いてみたら、どこもやっていなかったんですね。国会図書館の担当の方にお電話をおかけして、国会図書館でやっていらっしゃるというのですけれども、どういう意図で、これからどうされるんでしょうかと言ったら、国会図書館の方が、これは国としての先導事業としてやって、これを市町村、都道府県、これに順次広げていって、日本国中で対面朗読ができるような、そういったシステムを整えるために始めたというふうにおっしゃいました。

それで、私は1980年に23区に出向いたしまして、最初にその担当係長がやはり同じことを聞かれました。これから23区として障害者の方々に対する図書館としてのサービスを始めるんだけれども、どういうふうにやったらいいのか君は専門職だから知っているだろうというふうに言われて、私、聞かれまして、何も答えられずに、答えられなかったんですけれども。そのとき、係長は大変怒りまして、君は専門職なのにそんなことも知らないのか、ちゃんと勉強しなきゃいけないと言われまして、私、それから一生懸命勉強して、今ではこういう形になったわけでございますけれども。

そういうことで、当時、1973年に私が東京都の図書館に勤めたとき、実は盲導犬が部屋の中にいて、やはり目が見え

ない方が職員として採用されていて、それで、障害者のサービスの先頭に立ってこれからやるんだということで、その方は後に東京都の障害者の方々の協議会の会長をされて、今はもう多分引退されたと思うんですけれども、そういうことで、ぜひ我が足立区でも委員を、意見をいろいろと頂いて進めていきたいというふうに思います。ひとつよろしく願いいたします。



○大串議長 では、次に、次第の3番「前回議事録の確認」を行います。まず、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○大久保中央図書館長 では、事務局大久保のほうから、前回議事録のご確認をさせていただきます。

お手元、資料2、ご用意ください。A4縦のもので、ホチキス留めになっているものでございます。

前回、第1回協議会は、7月2日に開催させていただきましたが、漫画の収集と館内のルール及びマナーの見直しについて非常にたくさんのご意見を頂戴しております。まずは、その中から主な意見を抜粋してご説明、ご確認をさせていただきます。

まず、漫画の収集についてご紹介いたします。

資料2の9ページをお開きください。

こちら9ページの下のほうから、藤田委員と菊入委員のご意見を記載させていただきます。

藤田委員からは、漫画については、本の導入として非常に有効なツールであるとか、公共図書館で読めるということになれば学校としても子供にとっても有り難いというようなご意見を頂戴しております。

菊入委員からは、めくっていただきまして、10ページの左側中段辺りになりますけれども、漫画は子供たちが読むことの1つのきっかけとして、また図書館に足を運ぶ機会を増やすきっかけにもなるのではないかというご意見を頂戴しております。

同じ10ページ右側中段から高橋委員のご意見を記載させていただいております。こちら11ページのところになりますけれども、例えば漫画をきっかけにして、古典であるとか歴史ですとか、そういったものを詳しく知りたくなったら本にたどり着くという、そういう足がかりの1つとして漫画はよいツールではないかというご意見を頂戴しております。

そこから少しページが飛びまして、13ページになります。13ページの一番最後のところが塚本委員のご意見になっておりまして、おめくりいただき、14ページから15ページにかけてご意見を頂戴しております。例えば1つのアイディアとして、漫画と漫画の基になった本と一緒に図書館に置くとよいかもしれないということでご意見を頂いております。漫画をきっかけにして、その基の本をより深く知っていくという導線もできるのではないかというご意見を頂戴いたしました。

15ページ後段から芦川委員のご意見を頂いております。芦川委員からは、日本語が母語ではない保護者ですとかお子さんにとって、漫画というのは、イラストで言葉ですとか暮らしに役立つ情報提供、そういったものに役立つのではないかというご意見を頂戴しております。

漫画に関する最後のご意見になります。ページを少し飛びまして、18ページになります。こちら18ページの左半分、上のほうですが、豊田委員のご意見になります。

が、漫画の収集に当たっては、その方針にも絡めて、ボリュームがつかめるとよいのではないかというご意見を頂戴しております。

こちらのご意見に基づきまして、本日は、漫画の収集方針の中に、どれぐらいの購入数を今、区のほうで想定しているかというのを入れさせていただいておりますので、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、館内のルール・マナーの見直しに関するご意見を幾つか紹介させていただきます。

議事録、少し飛びまして、23ページからお開きください。

こちら23ページの右側のところから檜垣委員のご意見を記載させていただいております。具体的なポイントとなるご意見ですが、おめくりいただいて24ページを御覧いただきまして、24ページの右側のございますけれども。図書館について、全く無音ということではなく、多少の声が出るというのは許容してもよいのではないか、会話も弾むということが必要ではないかというご意見を頂戴しております。

その次に、坪委員からご意見を頂いております。25ページの最後のほうになりますけれども、図書館のルールを守っていただくということについては、禁止ということではなくて、例えば感謝の視点からそういった文言をポスターにしていこうとよいのではないかと。ルールを守っていただけるとうれしいですという、そういうメッセージの出し方もよいのではないかというご意見を頂戴しております。

最後になります。26ページ、こちら塚本委員からルール・マナーの見直しに関してご意見を頂いております。26ページの右側辺りですけれども、図書館については

やはり静かな空間を求める人も一定数い続けるであろうから、物理的に分けるという、そういった方法も有効ではないかという形でご意見を頂いております。

以上、主なご意見となります。

本日事務局のほうでは、前回頂いたこれらのご意見を踏まえまして、漫画の収集と館内のルール・マナー見直しについて事務局の資料をまとめさせていただいておりますので、ご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大串議長 ありがとうございます。

それでは、前回の議事録についてご意見、ご質問がありましたらご発言いただきたいと思います。何かございますでしょうか。これは、ほとんど言ったとおりに起こしていただいているみたいです。私の発言のところは、もうちょっと言葉を丁寧に話をしなくてはいけないなとか、いろいろ反省することが多いですね、いつも拝見すると、と思ったりなんかするのですけれども、そう言っている割にはなかなかそれが実行できないという、こういう問題もあるんですけれども。

何かございますか。特になければ次に進みたいというふうに思います。

—————◇—————

○大串議長 それでは、次の4番「漫画の収集について」、まず事務局のほうからご説明いただいて、その後、質疑応答というふうに進みたい。よろしくお願いいたします。

○河合課長 図書館サービスデザイン担当課長の河合でございます。私のほうから、漫画の収集について説明をさせていただきます。

お手元にあります資料の3を前方のほう

に投影しております。細かい部分についてはお手元の資料もご確認いただきながらお聞きいただければと思います。8分ほどお話しさせていただく予定です。

漫画の収集について、先ほど大久保館長からもお話がありましたように、第1回の委員会で委員の皆様から頂いたたくさんのご意見、そちらを踏まえて作成をしました事務局案を、本日ご説明をしたいと思います。これを受けてのご意見をこの後頂戴できればと考えております。

収集の目的ですが、3点です。第1回的时候は2点だったのですが、これ(1)を追加いたしました。その後ご紹介します一覧表のAとB、足立区に関連する漫画を地域資料として収集していく旨を(1)として追加をしております。(2)(3)は変更はありません。

前回は、文化や芸術としての漫画を楽しむという目的について、多数の委員から前向きなご意見を頂きましたので、こちらについては、令和9年度以降の検討課題としていきたいと考えております。

収集する漫画の種別(案)です。AからGまで、こちら前回と同じ表になりますが、まずは7種類のうちAからFの6種類で収集を開始したいと考えております。Gについては、収集目的ともリンクいたしますが、作品数が大変多いことから、一旦保留として、芸術、文化としての漫画収集は、令和8年度からの収集と、それから実際の利用の状況を見てから、令和9年度以降に改めて検討をしていきたいと考えております。

選定基準の事務局案がこちらになります。こちら前回から変更になっているのは、(1)を追加している点が変更点でございます。

こちら具体的な収集冊数の案でございます。令和8年度ですね。まず、AとB、地

域資料としての漫画、それからC、D、E、F、入門書としての漫画は性格が異なるために、分けて検討をいたしました。

足立区の今年度の資料枠は約1億円、その5%を想定すると500万円になります。平均単価を1冊1,000円として、5,000冊の収集という形で今つくった表がこちらになります。令和8年度予算は現在審議の途中なので、現時点では仮定の数字ということになりますこと、ご了承、ご承知おきください。

5,000冊のうち1,500冊を中央図書館に、3,500冊を地域図書館のほうにと想定しております。地域資料の収集は初年度が中心になるため、中央館での収集冊数が多くなっているという状況でございます。

AとB、具体的な収集の冊数、作家さんのお名前になります。足立区ゆかりとして収集していく7名の作家さん、こちらのほうで今想定をしております。

続いて、C、D、E、F、入門書、入門書としての漫画です。こちら一般書の所蔵冊数に対応させるようなバランスでの収集を考えました。図書館の本の分類方法は、0類から9類まで全部で10の分類があります。一般書の所蔵量は……の高さに対応しているというふうに考えまして、一般書と漫画で分類ごとの割合が近くなるように想定をいたしました。左が一般書、右が漫画ですが、グラフのカーブ、山の形がほぼ同じであることがお分かりいただけるかなと思います。

例外は、9類の文学になります。小説を多く含むため、一般書では9類はほかの分類に比べて所蔵冊数が多くなっておりますが、漫画におきましては、入門書として役に立つという目的を鑑みて、0から8類を

中心に収集していきたいと考えております。特に3類、社会科学の分野は、法律、経済、社会問題、教育などを含むため、ビジネス書や区民の生活に身近な課題の解決方法などをテーマとした本が多いため、手厚く収集したいと考えております。9類では、古典作品や名作などを漫画にしたものを中心に収集し、文学作品への世界へのきっかけをつくっていききたいと考えております。

ここでは、漫画ならではの要素といたしまして、作品数と冊数という数字について押さえておきたいと思っております。

皆さん御存じのように、Fのストーリー漫画は、1巻で完結する作品は少なく、複数巻になる作品がたくさんあり、10巻、20巻は普通、長いものでは50巻、100巻を超えていきます。テーマごとの入門書として収集バランスを考えるとときには、冊数ではなく作品数で考えていくのが現実的だと思われます。先ほど、分類ごとのバランスのグラフも作品数で算出をしております。

ここでは、C、D、E、Fの種別の割合について、作品数、冊数ごとに示しております。左側のグラフは作品数のグラフで、こちらではFは全体の4分の1程度になりますが、右側のグラフ、収集冊数の方では8割近くをFが占めているということになっていきます。そのような想定をしております。

次は、配架、つまり書架に並べるときの考え方です。

A、Bは、地域資料のコーナーに並べていきます。中央図書館では、足立区ゆかりの人と作品のコーナーに作家別またはエリア別で配架をしていきます。スライドに載っております写真が、現在、中央図書館の2階にある「足立 ゆかりの人と作品」の

コーナーになります。

C、D、E、Fは、各作品のテーマに合わせて、図書館の分類法、先ほどの0類から9類というものです。こちらで一般の書籍と一緒に配架をします。これにより、そのテーマのことを調べたい人に活字の本と漫画のどちらも届けることを目指していきます。文学作品においては、原作と漫画作品が並んで配架されることになっていきます。

所蔵館と貸出しについての案がこちらになります。漫画の種別ごとに整理をいたしました。

AとBは地域資料なので、次の世代へ継承するために、1冊目は研究・保存用として貸出しはいたしません。2冊目以降はたくさんの方に読んでいただけるよう貸出し可として中央館と地域館にて所蔵していきます。

C、D、E、Fは、現在の利用者の課題を解決したり、新たなテーマに関心を持っていただくため、貸出し可としていきます。

第1回の協議会では、貸出しせずに来館してもらうことで資料の閲覧効率を高めて、図書館の来館促進とし、また破損のリスクを小さくしている図書館についてお話がありました。メリットの多い手法と思いましたが検討してみましたが、足立区では次の2点から貸出しをしていききたいと考えております。

1点目は、広い区内に15館が点在しております。公共交通網も十分とはいえないのが足立区です。自分で読みたいタイトルを所蔵している館が遠かった場合に、そこへ足を運んで読むというのがハードルの高い区民も多いだろうということが予想されます。足立区の漫画の収集目的を考えると、物理的な距離のために利用したい人が

利用できないというのは避けたいと考えます。また、自宅の近所の図書館に取り寄せて読めるようにすることが求められていくだろうと考えております。

2つ目です。小規模な地域館もありまして、混雑時には閲覧席数が足りなくなることもあるため、こちら借りて自宅で読みたいというニーズが高いことも予想されます。

そういうわけで、足立区では貸出しが中心になることを考えております。

漫画については、事務局案は以上となります。

本日は、この後、この事務局案についてご意見を頂き、事務局案を収集し、その後の第3回の図書館協議会にて委員の皆様にご確認を頂くようなスケジュールを想定しております。

事務局からの説明は以上となります。

大串議長、よろしくお願いいたします。

○大串議長 ありがとうございました。

今、事務局からご説明いただきました。それで、この漫画の収集についてご意見、ご質問があったら、まず、今の説明に対して何かありましたらご発言をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。ありませんか、特に。どうですか。ちょっと待ってください。

○豊田委員 では、私からいいですか。

○大串議長 ちょっと待ってください。

すみません。今、ちょっと、いつ頃この資料が配られたのか確認させていただいて、先週の金曜日に一応お配りしたということで。事前に目を通していただいていると思います。

それで、今、何かご発言。

○豊田委員 私。

○大串議長 どうぞ。よろしくお願いします。

○豊田委員 非常に丁寧におまとめいただ

きまして、どうもありがとうございました。

分類ごとに実際に一般利用の図書の場合の状況を踏まえた形で、漫画作品においてもそろえていくというところで納得感がとてもあるんですけども、1つだけ、地域館との比率というのをちょっと確認をしたいと思っています。

実際、中央館と地域館の収集冊数の内訳をここですね、出していただいていますけれども、地域館というのはやはりそれこそ結構な大きさのものもあれば小さいところもある。予算規模も様々ではないか。あるいは、借り出されていく種類も地域色というのが少しあるんじゃないかと勝手に想像しているんですけども、取りあえずはまずは大きく数をぽんぽんぽんと置いただけなのかなとは思っているんですが、最終的にどういったタイトルをどの辺の地域に収めていくというふうなことも、多分この14館が一律ではなくて、ばらけるような形になっていくのかなというのをちょっと確認させていただきたいと思いました。

○大串議長 よろしくお願ひします。

○河合課長 ありがとうございます。事務局河合です。

豊田先生おっしゃっていただいたように、地域館のほうの冊数、今ちょっと仮の数字で充てております。

あとこれから、これ令和8年度の収集冊数なので、この後、また来年、それ以降、9年度以降も収集していくということにはなっていくのですが、中央館と地域館の中でのタイトルの収集は、14館全てが重なっていくみたいなことは今のところ考えておりません。多めの、なるべく多くのタイトルを読んでいただけるように、出会っていただけるようにしたいなと考えております。

ただ、区内に1タイトルだけだと読みたい方のニーズを満たしていくことが難しいかなというのも考えられますので、タイトルの需要に合わせてにはなりますが、2、3、5、6、各タイトルにつき2、3とか5、6とかというような所蔵数になっていき、それが地域館も含めて、足立区内に、全体にバランスよく散らばっていくような、そういう収集をしていきたいと考えております。

○大串議長 ありがとうございます。何かございますか。

○豊田委員 ありがとうございます。それを踏まえた上で、A、Bの収集冊数が地域館20冊となっているではないですか。14館で割ると、ほとんどもう一冊ずつという感じですね。

○河合課長 先生、これ、1館につき20冊。

○豊田委員 1館につきということなの。

○河合課長 はい。

○豊田委員 ああ、なるほど。私、これをどうやって分けるのかなと勝手に思っていました。大変失礼しました。では、この横の230冊とかいうのも全部各館という、そういう意味ですね。

○河合課長 はい。

○豊田委員 了解しました。

○坪委員 いいですか。

○大串議長 どうぞ。お名前をひとつよろしくをお願いします。

○豊田委員 すみません。ごめんなさい。名前を言うのを忘れました。東京農業大学の豊田でございます。よろしくお願いします。

○坪委員 では、すみません、引き続きまして、あだち絵本シアターから参りました坪と申します。よろしくお願いします。

今、豊田先生のほうでおっしゃっていたところ、私も20冊といったのがどうい

う20冊なのかということで、今すっきりしたところだったんですが、実はこのGのところに関しては収集方法が若干違うということもあったんですが、今回、漫画ということで、通常の書籍なんかよりも、もしかすると、お子さんとか中高生、小学生に至ってもやはり人気で、図書館で借りられるといったところから、読みたいという、そういった希望が非常に多くなるんじゃないかなということが予測されます。

その中で、特に続き物の漫画なんかですと、1巻から読みたいわけなんですよ。そうなったときに、1、2、3と借りていて、4巻からは読めないとかいうところがあったときに、実際に何冊あるのかなといったところで、今の20冊といったところがあったので、これで足りるかどうかは全く分からないんですけれども、やはりまずやってみるといったところに非常に価値があるかなというふうに感じております。

その中で、1つちょっとご確認というか、教えていただきたいところがありますが、この本に関しては、今もそうなんですが、予約みたいなものという形で、貸出ししていて、次に予約待ちというのがたしかあったと思うんですけれども、そうなってくると、漫画の予約、予約、予約で来て、例えば何か月待ちみたいなもので、最大で今、人気のあるものでどのぐらい待ちというのがあったりされるんでしょうか。

○大久保中央図書館長 事務局大久保でございます。

ご質問ありがとうございます。

申し訳ありません。今一番のものが何回かというのはホームページを調べればすぐ分かるんですけれども、3桁は行っています。何百人待ちというのが、例えば人気のベストセラーの小説ですとか賞を受賞した

ものなんかですと、もうそれこそ何年待つんだらうというものが、そういうものの中にはございます。

○坏委員 ありがとうございます。

では、人気作品に関しては、もしかするとそのような何百人待ち、もしくは何十人待ちなのかちょっと分からないんですが、そういったことが発生するだらうということでございますね。分かりました。

では、また、そういったところもインターネット上で事前にどのぐらい待っているかというのが分かる仕組みになっているかと思うんですが、やはり漫画に関しましても、同じような形で、各20冊、用意していたとしても、かなり人気があるもので、やはりなかなか手元に届かない、手元に見たいなといった方に回るまでにちょっと時間が要するなというふうに思いますので、まだ案としてはないんですが、何か工夫をしていければなというふうに考えているところです。

以上です。ありがとうございます。

○大串議長 ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。

○藤田委員 全国学校図書館協議会の藤田です。

今回の漫画についての（１）から（３）で、地域資料とか学習や教養の入門書というところの意図はよく分かるし、そういう本をそろえていくのは良いかなと思います。

ただ、今回、この協議会の目的といいますか、すごく重要な部分が、「本を読む人も読まない人も訪れ、区民で賑わう図書館」ということだと思います。それを考えると、Gを令和9年まで持ち越していいのかというのが私としては納得がいかないというか、もう少し考えていただいてもいいのかと思いますが、いかがでしょうか。

細かい部分はちょっと難しいかもしれないので、せめてGに関しては、こういう本ならOKとか、また逆にこういう本は配架しないという方向性ぐらいはこの協議会で提案してもいいのではないかと思います。

学校図書館も同じですけれども、選書はとても重要なことで、本次第で区民の方も、子どもたちも来る、来ないという違いが出てくることも私は知っています。そういう視点からも、漫画についてはこのGの部分にもう少し入り込んでいただけたらと思います。

○大串議長 ありがとうございます。

今のご質問どうですかね。事務局としてお考えがあれば一言。

○大久保中央図書館長 事務局大久保でございます。

ご意見ありがとうございます。

前回もそのGの漫画について積極的にということでご意見を頂いておりまして、実は事務局の中でも議論はさせていただいたところです。区の内部としても、当然、我々だけではなくて、いろいろ協議をさせていただいたんですが、今のところ、まず段階的にやっていこうという話にはなっております。ただ、やはり協議会のご意見を聞きながらというところで我々進めておりますので、もし何かよい案がありましたら、ぜひこの場でご意見を出していただきまして、再度ちょっと事務局の方では検討させていただきたいと思います。

ただ、今のところは、先ほどお示ししましたとおり、9年度からということで考えているところですので、そこが今現状というところにはなります。

○大串議長 ありがとうございます。

では、ほかの委員の方はいかがでございますか。

○田中委員 すみません。

○大串議長 どうぞ、どうぞ。

○田中委員 こんにちは。東栗原小学校校長、田中と申します。よろしくお願いします。

ご説明があったかもしれないんですが、確認させていただければと思うんですけども。漫画の導入と電子図書館、電子の連結はどのようになっておりますでしょうか。電子図書館で漫画が借りられるかどうかということなんですけれども。

○大串議長 今の新しい問題点ですけれども、いかがですか、事務局としては。

○大久保中央図書館長 事務局大久保でございます。

現状から申し上げますと、足立区で電子図書館のサービスをやっておりますけれども、漫画のほうは入ってはいない形になります。ただ、紙も、今回議論しているのは別、紙と電子で分けているものではございませんので、もし漫画を収集していくということになれば、電子も検討の対象になるかと思えます。

あともう一つ問題としては、実際に提供をされて、その事業者さん、その電子図書館をサービス、提供している事業者さんのほうでどれぐらい漫画を提供しているかというのをまだ我々十分調べ切れていないところですので、実際にどれぐらいのコンテンツが市場にあるかというところを見ながらにはなるかと思えます。

○大串議長 ありがとうございます。ほかにいかがでございますか。

個人的にちょっと私もこれ関心があるので、自分が関わった漫画が入ってくるかなと思って調べてみたんですよ。入っているんですよね。例えば「図書館のひみつ」とか、学研がいろんなシリーズを出しています。それから、私も昔いろいろ読んだこと

がある、中央公論新社が出している、日本の古典の作品に対する漫画シリーズが、あれ30何巻あるんですけれども、それ全部じゃないですけれども。意外と、おお、こんなものも入っているというのがありまして、学習漫画は結構入っているような感じがしましたね。ちょっと個人でちょこちょこっと調べただけなんですけれども。

それから、実用漫画も、これやはり、ああ、こういうのもあるなというのが入っていたりなんかするので、多分それは普通の図書としてこれいいなということで入れて所蔵されているんだと思いますけれども。

そういう意味でも、それなりにもう現状としてあるものもあって、それを追認するような形と、それからもうあと1つは、考え方をちゃんとこうやって決めて、これから取り組んでいこうという、こういうことになると思えますけれども。

お話にあったGですよ、これ。これ、例えば何か、何かどこかで出たような話があったんですけど、14館ございますので、それぞれの館に1タイトルずつは入れるとか。そうすると、お互いに読みたい人がたくさんいた場合はどういうふうに配分、配分と言いますか、図書館間のやり取りをしながら利用者に渡していくのかとかいろいろな問題が出てくるのではないかなと。こういう感じがしたんでございますけれども、どうでしょうか。ほかに何かご意見があれば。どうぞ、どうぞ。

○原田副議長 私もしよろしいでしょうか。原田でございますが、藤田委員がおっしゃったのはもっともなお話だと思います。Gについても入れていくというのは、前回もお話ございましたし、私もそれは検討すべきだというふうに思います。

一方で、その予算というか、この4番の

収集冊数というのを見ると、買えてこんなものかというのが正直なところで、全部で5,000冊、そして複数巻存在するものを考えれば、そんなにたくさん買えないというのが正直なところかなと。

そうすると、検討を重ねて、その結果、時間をかけるよりは、取りあえずこれで買える、AからFで全部買ってしまっ、まずは動き出すということが、この協議会としても動くほうを優先するのがよいのかなと私は読んだという状況でございます。

その上で、今、藤田委員おっしゃったように、Gについては、今回のお話ではなくて、今後、そのストーリー漫画についてもどのような基準を設けるのかといったような、内部で、もしくはこの協議会の中でこのようなものについて今後も検討を続けていくというようなことがあるとするならば、今すぐ取り上げてやるよりもより効果的なのかなというふうには感じていた次第でございますが。

ちょっと読んでみて、私も何かいっぱいあったほうが良いなと思いつつ、ちなみに、大串先生と私と関係するものは全部Gに入るんですけども。まあそれはよろしいんですが、それはよろしいんですけども、それはともかくとして、冊数を考えて、まず、一遍に動く冊数が50,000冊なら今考えて動くべきかなと。一方で、5,000冊だとするならば、ある程度抵抗が少なく、この協議会だけではないので、いろんな方がいらっしゃったときに抵抗が少なく入れることができ、なおかつ、まず動き始めることができる出発点としては悪くないのかなというような感想を持ったという次第でございます。

ちょっと私の感想を述べたというところ

でとどまってしまうかもしれませんが、いかがでございましょうか。

○大串議長 ありがとうございます。ほかにいかがでございませうかね。

とにかく冊数も相当出ていますし、その中から選んで、この視点でこういうふうを選んで収集するというところでございませうし、それから地域館が14館もありますので、中央館も含めてどういうふうなバランスで考えていくのか。

だけれども、我々としては、どうかね、イメージとして、実際に各館に行ってその本棚の前で調べて、ああ、こんな感じかというふうにやったわけではないので、イメージとしてこんな感じということしか言えないわけでございますけれども。

○豊田委員 その件でもう一つ言ってもいいですか。

○大串議長 どうぞ、どうぞ。

○豊田委員 東京農業大学の豊田です。

今、大串先生おっしゃったように、ちょっと実際並べてみて何かいろいろとまた思うこともあるかもしれないというような気持ちがあります。なので、8の配架方法のところのC、D、E、Fについて、今は一応、事務局案としては「一般の書籍と混ぜて分類順に配架する」という形でご提案いただいておりますけれども、あまり今の段階で決め打ちしなくてもいいのかなという気はしています。

実際また中央館と本館とそれぞれボリュームも違う。先ほどの話であれば、C、D、Eは割と1冊ごとなので中に入れ込んでもいいかもしれないけど、Fに関してはやはり圧倒的に多巻本になるので、それをまた一般の書籍と一緒に並べたときにどう見えるかという問題もやはりあると思っております。配架の方法に関しては、地域館も含め、何と

いうのかな、配架しながら考えるじゃないですけども、何かもう少し先に、ちょっと検討しながら、もちろん講義もしながら進めていくという形に今の段階では抑えておいたほうが無難じゃないかなという気がしているということです。以上です。

○大串議長 ありがとうございます。

時間もございますので、ここでいろいろと意見を申し上げたこと……。

取りあえず状況としては、これから足立の図書館も漫画を収集してそれを提供するという、これが1つやはり大きな、何というんですかね、今回我々の検討の課題というふうになるんですね。それで、この点については、皆様方、いや、駄目だ、こんな漫画なんか集めないほうがいいという、こういうご意見が出ていけませんので、一応、事務局が提案されたような内容でこういう形で集めると、それからこういう目的で集めていくということは、取りあえず、大体いいんじゃないかと。

それで、取りあえず事務局のほうでやはり現場を見ていますので、その関係でこういう形でやるということでやっていただいて、それで例えば来年、また区民の方々の利用状況だとかご意見を集めていただいて、それでまた方向性について我々が検討するというふうにしたほうがいいのではないかとというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

あともう一つだけ、私も感じるのは、やはり教育課程の関係でいろいろと出されている出版社さんがございますよね。例えば仕事シリーズだとか、これは教科書の、学校のほうでもそういう仕事についてのいろいろな特徴をいろいろと、例えば親御さんたちがどういう仕事をしているとか、今はやっていないかもしれない、そういった

こともございますので。それから、どういう仕事に就くんですかという、中学生やなんかになると将来の仕事について考えようみたいなことがありますので。それで、そういう仕事シリーズ、例えば図書館の司書になるとか。残念ながら漫画で、図書館の司書になるという本はないんですけども。ただ、そういうふうな教育課程の関係もございます。多分、先ほど紹介した中央公論新社の日本の古典も、要するに漫画にしたもので、多分、今、小学校5年あたりで古典作品で少し読むようなものとか入っているようです。そういう関係もあると思います。

この辺は具体的にはとにかく事務局にちょっとお任せして、それで来年また我々で検討させていただくというふうにしたいと思いますけれども、いかがでございますか。そういうことで、何か特にそれについて意見ございますか。

実際、これ運用してみないと分からないところがありまして、まんが図書館を持っている広島市立図書館、あれはまんが図書館を別に持っています。それで、例のお仕事ぶりやなんか聞いたことがありますけれども、やはり何といっても地区館から求めがあるのは、もうどんと段ボール1箱みたいな、そういう求めがあって。それで、またそれを一生懸命集めてそれをお送りすると、ほとんど数日で返ってくるというんですよ。非常にむなしいんだという話を聞いたことがありますけれども、それだけ読み手のほうが、よりぱらぱらぱらと読んでしまうという、そういうものでもある。

これは、実際に運用される事務局、図書館員の方々のご意見も踏まえながら少しじっくり考えたほうがいいんじゃないかというふうに、いかがでございますか。もしそ

れでよろしければ、一応、これは事務局案を聞いて、事務局に取り組んでいただくということで。

それで、最後に残ったGですよ、これをどうするかという。これがございまして、もし何かここでいいアイデアがあれば、何か。例えば各館1タイトルずつだけでも希望を取って、例えば全部で20タイトルぐらいをお示しをして、その中で各館の希望を取って、それで1つずつ選んで、それを各館に入れておいてという、そういうことも考え方としてはないことはないんじゃないかと思うんですけれども。

○原田副議長 それは今年ということですか。それは今年、今回。

○大串議長 今年にやるかどうかね。これ多分来年でしょうね。だって、これ来年でしょう。ちょっと待ってください。今年は…

○原田副議長 9年度以降の課題とすると書いてあるお話と、それから今年やるというお話、2つあるので。

○大串議長 そうそう。だから、この収集は。

○原田副議長 今年中に、このお話ではなくて、Gについても今年に入れてしまえというお話も……。

○大串議長 いやいや、違う。それは、今年、希望を取って来年から入れると。

○原田副議長 それについては、希望を取るというやり方ももちろんあると思いますし、収集方針を決めてから聞くという方法もあるので、どちらでもいいと思うんですけれども、どちらにするにしても、取りあえず、まずは動ける方法をとというのがよろしいのかなと思うんですけれども。

○大串議長 じゃ、特にご意見がなければ、これで取り組んでいただいて、来年、その状況を出していただくと、それでまた検討

させていただくと。

○藤田委員 藤田です。

子どもたちにしても、若い方にしても、年齢の高い方にしても、漫画はすごく興味もあるし、一番取っつきやすいと思います。原田委員さんがおっしゃったように、予算の関係ももちろんありますので、急にこうしてくださいということはこの場ではなかなか言いにくいかと思いますが、区民の方が何を要求しているかということをしっかり踏まえなきゃいけないと私は思います。

ですので、さっきの繰り返しになりますが、令和9年度以降の課題というのはあまりにも遅いのではないかと思います。今すぐこれだけの予算をつけてということではなくて、このGについてもある程度こんなふうに進めていきたいと思います。この協議会の中であってもいいかと思います。

○原田副議長 ありがとうございます。

私も補足させていただくと、今おっしゃった、藤田委員がおっしゃったお話に関しては全く異論はなくという状況です。つまり、収集は令和9年度以降の検討課題としたい、これをどう読むかですけれども、収集すること自身を検討課題とするというふうに読むのか、それとも収集に関しては令和9年度以降の検討課題、つまり何を選書するかその他については令和9年度以降の検討課題とするかという見方、2つがあって、私は、収集することは将来に向けてどんどんやっていくというのはこの協議会上でも大体みんなの共通認識ではないかと。

ただ、それに関しての様々な選書ですとか、選書と言うと言い過ぎですけれども、例えば方針ですとか、もしくは、先ほど藤田委員がおっしゃったように、どのような形で市民の方からの要望を吸い上げるかで

すとか、そういうふうな付随事項に関しては検討課題とするというふうなお話と書いてあるのかなと読んだんですけども、図書館に聞いた方がいいですかね。収集すること自身は、取りあえず、収集すること自身も含めて今後の検討課題とやはり読まざるを得ないんですか。どうなんですか。私はそう読んだんですけども、いかがでしょうか。

○大久保中央図書館長 事務局大久保でございます。

まだ区の内部で正式に決定したことではないんですけども、今のこの場でのご議論を踏まえますと、9年度からやるかやらないかを決めるというよりは、9年度から収集していくに当たっての課題の整理ですとか、どういったものであれば9年度から集めていけるかですとか、そういう検討が事務局にも必要かとは思っております。

ですので、9年度から検討を開始して、例えば10年度から、11年度からということでは少なくともございませんので、ちょっと分かりづらい書き方で申し訳ありませんでした。

○原田副議長 ありがとうございます。

実際問題として、GとFの間の区別というのはなかなか難しいというのが正直なところだと思うんですね。相当無理めにしても、別に読もうと思えば哲学書を読めないこともないとか、いろいろあったりするので、そういうふうと考えていくと、なし崩し的にどんどん増えそうな気もするというのはする。ただ、選ばないものというのは絶対あるだろうという気もしていて。例えば、何というんですかね、あまりにも、R13指定されるような映画の基になっているようなものとか、そういうようなものは多分入れないだろうという気もいたします

し、そういう極端なものは除いたとしても、どうやって選んでいくとかというふうな、そういう基準に関しては検討は当然進めていくということが必要かというふうに思いますので、この読み方に関しては、収集はやっていくということを前提に、様々な事柄について。藤田委員おっしゃったように、それはできるだけ急いでいただきたいという附帯事項をつけてもいいと思いますけれども、検討するのは後ほど検討するにしても、ぜひ進め方についてはスピードアップをお願いしたいみたいな形のまとめ方というのが、動きつつ、なおかつ次につながるという意味ではよいのではないかなと私自身思っております。何かまとめたようなお話になって申し訳ありません。

○大串議長 ありがとうございます。

では、取りあえず具体的なところは事務局にお任せをして、特に9についてはしっかり検討していただきたいという、こういふことでお願いしたいというふうに思うんですけれども、いかがでございますか。

よろしければ、それで進めていただいて、それで個々の細かい部分はいろいろあると思うんです。実際に今、足立区さんがどれぐらい実態として漫画を持っているのかと言われたときに、やはり一応、事務局は調べてみる必要があるだろうし、それからこういうのをやるときは、やはりたくさんある、例えば取次ぎの倉庫であるとか、そういったところに行って、過去のものも含めて見て、それでどれを選ぶかとかいうのを検討することがあると思うので。そういった意味で、事務局がどういうふうな体制でどういうふうにするのかというのを事務局ご自身もまだ十分にまだそこまで検討はされていないと思うので、そういった実務的なレベルのいろいろなことが発生すると思

うので、それも含めて検討をお願いすると。

私も、国会図書館の漫画の入っているところに一度案内していただいたことがあるんですけども、「少年マガジン」とかああいうのがどんと並んでいましたね。それで、国会の方からいろいろ説明していただきましたけれども、国会の場合は全て収集するというので集めていらっしゃる。ただ、金網のある書架に入っているんですけども、それを外から見ていたんですが。幾つかやはり「少年マガジン」やなんかでも欠号になっているところがあるんだよという、こういう話で。ああ、そうか、国会でもなくなることがあるのかななんて思いながら見たことがございますけれども。

いずれにしろ、事務局のそういった実務的なレベルも含めて時間を追って作業していただくということが必要だと思いますので。

じゃ、漫画についてはこの辺で打ち切らせていただいて、次の館内ルールの方に行きたいと思います。

○大久保中央図書館長 大串議長。

○大串議長 はい、どうぞ。

○大久保中央図書館長 申し訳ございません。次の議題に行く前に補足させていただいてもよろしいでしょうか。

○大串議長 はい、どうぞ。

○大久保中央図書館長 先ほど坪委員からご質問いただきました予約の件数、現時点で最多のものを調べました。東野圭吾さんの「マスカレード・ライフ」、今、予約件数が423件となっていて、単純にお1人2週間借りたとすると10年以上かかるという計算になります。ただ、今、こちら所蔵冊数が11冊なんですけれども、足立区の図書館では予約の件数に応じて冊数を買足するという仕組みもございますので、

そういったものについては適宜対応しているという状況でございます。

○大串議長 ありがとうございます。じゃ、次の館内ルールの見直しについてやっていきたいと思います。

それでは、事務局のほうからまず説明をお願いしたい。

○河合課長 お待たせいたしました。続いて、館内ルールとマナーの見直しについて資料4を使ってご説明をさせていただきます。11～12分ほどのご説明になるかと思います。

まず、ルール・マナーの見直しについてご議論いただくに当たって、第1回にて整理をしました足立区立図書館の使命、目指す姿、それから見直しに当たっての基本的な向き合い方について再掲をいたしました。こちら前回の振り返りのためのお手元のメモということで、詳しい説明のほうは省略させていただきますが、こちらのほうを踏まえていきながら、本日もご説明、そしてご議論いただければと思っております。

前回、項目、こちらの4項目について議論いただくための素材として、3点ご説明をさせていただきました。これも前回の振り返りです。

まず、1つ目、足立区立図書館の現在のルールについてご説明しました。

それから2つ目、全国的な先行事例として、長岡市、石川県、長野県、瑞穂町、小千谷市の図書館のルールについてご説明をいたしました。

それから3つ目、東京23区の図書館では今、館内のルールどうなっているのかということについても調査の結果をご説明いたしました。

それが事務局からの全体のご説明でして、今回はその後に先行事例を参考に、こ

れからの時代の居心地のよい図書館、それから用事がなくても行きたくなる図書館にふさわしいルールやマナーの在り方について委員の方からご意見を頂き、またミュージアムの事例の紹介とか、それからルールなどの表現、伝え方についてもご意見を頂いたところです。

今回は、足立区立図書館の現状のほうをご説明いたしますので、それらをあわせて、2025年における足立区の図書館ルール見直しについて、具体的にご議論を頂ければと考えております。

まず、音についてご説明をいたします。

ルールに出てくる音には2種類ありました。1つ目が、人から出る音。ここでは代表して「おしゃべり」と表現していきます。これは、来館者同士の交流や来館者とスタッフのコミュニケーションというものと深く関わっていきます。

2つ目の音が、機器から出る音。ここでは「キータッチ音」と表現をしていきます。

図書館でできる音についての主な工夫としては、ゾーニングとタイムシェアが考えられます。それぞれにメリットとデメリットがあるため、まずは中央図書館の利用者にアンケートを取りました。8月19日から9月7日にかけて中央図書館に来館した人を対象に、静かに利用したい人、音も出せる図書館を求める人、どちらの人も居心地よく過ごすにはどの工夫が適しているかと考えるか質問をいたしました。

その結果がこちらのグラフになります。赤いところ、「エリアで分ける」、これはゾーニングのことです。そして、その次、「時間帯で分ける」、これはタイムシェアの一種になります。そして、その次、「曜日で分ける」、これもタイムシェアの一種です。この3つについて尋ねたところ、約7割に

当たる129人の方がゾーニングと回答をしました。

次、ゾーニングがいいだろうと答えた129人の方の具体的な声です。

1番の声では、タイムシェアは時間や日にちの制限になるので、それがないほうがいいからゾーニングということになるかと思っています。

一方で、数が少ないですが、5番、6番のように、従来どおりの静かな空間も必要と考えている人もいました。

次に、タイムシェア、「時間帯で分ける」を選んだ44人には、さらに、午前、午後、夜間で、「しずか」と「にぎやか」のどちらがいいかをお尋ねしました。

午前中です、このグラフは午前中です。午前中、「しずか」を選んだ人が半分、「にぎやか」と「どちらでもいい」を合わせて半分ということで、午前中はニーズが分かれました。

午後です。午後は、「しずか」が18%であったのに対して、「にぎやか」と「どちらでもいい」を合わせると80%ということで、「にぎやか」が適しているのかなと考えているところです。

夜間です。夜間は、「しずか」が8割弱。これは分かりやすい結果かなと思います。

こちらは、母数は少ないですが、「曜日で分ける」を選んだ4人の方に、具体的に何曜日に「しずか」もしくは「にぎやか」のどちらがいいのかを聞いた結果です。月曜から金曜はあまり声はありませんでしたが、週末は「にぎやか」がいいと考えている人が多いということになります。

というわけで、音に関するルールの見直しとしましては、論点は2つと考えます。

まず1つ目、中央館でのゾーニングを具体的に考えていきたいと思っています。理論上

は、こちら①から④の4つの区分が考えられますが、全て設置する必要はあるのかどうか、また設置するならそれぞれどこがいいか、お手元の館内マップも御覧いただきながらご意見を頂きたいと考えております。

すみません。私、ちょっとスライドを飛ばしてしまったかもしれないので、少し戻らせていただきますね。

すみませんでした。スライド7番のほうの説明のほうを飛ばしてしまいましたので、ちょっとこちらのほうをご説明いたします。

音の種類、「おしゃべり」、それから「キータッチ音」、この2種類の音について、現在の足立区立図書館の状況というのをご説明いたします。

お手元の方に、参考資料3ということで15館の館内マップに色をつけた資料というのをお配りしております。こちら館内マップというか、書架案内図ですので、本の在りかを伝えるためにいろいろデフォルメされている図になります。閲覧席などは詳細が正確には記載されておきませんので、事務局のほうで少々補足しております。赤色で囲んだのが、閲覧席がある場所です。緑色があるのがキータッチ音がオーケーなエリア、そして青色が、おしゃべりがオーケーなエリアというふうになります。

大まかにまとめますと、おしゃべりがオーケーな席というのは、一部の地域館でグループ学習室や児童エリアの一部でのみ設定されています。こちらのグラフ、「あり」で「4館」というふうになっているのがこちらになります。

一方で、キータッチ音がオーケーな席というのは各館に設定されています。一方で、その広さというのは館によって大きく異なっています。キータッチ音がオーケーな席は緑色の場所ですが、見ていただくと、緑

色がたくさん、もう館内全て緑色になっている館もあれば、ごく一部の席にとどめられている館もあるというような状況です。

ここから、足立区では館によって現在の利用者のニーズ、それから価値観にばらつきがあって、ルールを区内で統一するというのがなかなか難しそうだなということが伝わってきます。また、統一のルールでは、各館の利用者のニーズとギャップ、ルールとの間にギャップが出てくことも懸念されます。そこで、まずは、中央図書館に焦点を当てて検討していくのがいいのではないかと考えております。

すみません、こちらのスライドの説明を飛ばしてしまいました。もう一度先に進みまして、論点のほうに参ります。スライド15番「論点」のほうですね。

1番は、中央館でのゾーニング、まずは中央館のゾーニングを具体的に考えていきたいというところです。

そして、2つ目、スペースを確保できない地域館です。こちら今のマップのほうを見ていただきますと、すごく地域館の広さ、それからレイアウトにばらつきがあるのがお分かりいただけるかと思います。お手元の資料では、参考資料のほうの1番として「足立区立図書館の概要」というものもお配りしております。こちらのほうに蔵書数や閲覧席数も各館の情報が記載されております。それから、面積が記載されておきまして、このばらつきがこちらのほうからも読み取っていただけるかなと思います。

そして、地域館は、そうやってスペースの都合上ゾーニングが難しい館もあるのが現状です。一方で、地域館、中期的にはアクションプランにて整理をした本や情報を介したコミュニケーションや体験の場を実現していく必要があります。そのためには、

にぎやかに過ごしたい人、静かに過ごしたい人、それぞれがお互いに配慮しながら居心地よい空間を持てることを目指していきたい、それに向かって地域館での利用シーンの具体的なイメージを話し合うところから始めていければと考えております。

以上、音に関しての論点は、中央館での具体的な案を考えること、それから地域館については、利用シーンのイメージを、各館とイメージを話し合うところ、話し合っただけであればというふうに考えております。

続きまして、2つ目、撮影についてです。

まずは、撮影、背景のほうを説明させていただきます。

従来、著作権の保護を意識して図書館資料の撮影を防止する目的で、館内における撮影全般を禁止としてきました。近年は、スマートフォンの普及やSNSの浸透などにより、家族や友人、自分自身、そして施設などを撮影したいという声が寄せられています。

撮影についても、中央館の来館者にアンケートを取りました。まず、アンケートをするに当たって、撮影の種類、これは何を撮影するのかというところを整理いたしました。具体的には、著作権に関連して資料の撮影は含まないという大前提の中で、こちらの3つです。1つ目、他者のプライバシーに配慮されているならば人物を含んだ撮影もオーケー、2つ目、施設のみ撮影であればオーケー、いずれにせよ撮影はNGの3つに整理をしまして、その中のどれがよいかというのをアンケートでお尋ねしました。結果は、人物を含んだ撮影オーケーと施設のみ撮影オーケーとを合わせまして、9割を超える方が撮影に関して寛容であることが分かりました。

具体的な声の一部です。撮影については多様な声がたくさん寄せられましたので、お手元のほうに一覧をお配りしております。撮影したいことは人によって様々である一方で、不安を感じている人もいることが伝わってくる、そういった生の声というふうになっております。

というわけで、撮影に関する論点はこちらの2つになります。まず、著作権、肖像権を侵害しない範囲の中でルールとマナーのバランスを考えていく必要があるというところです。そして2つ目、ここでもまずは中央館における撮影のルールの見直しを具体的に考えていきたいと思います。3つさらにありまして、1つ目、撮影の範囲をどのように設定するか。2つ目、撮影してよい場所を設定する、逆に駄目な場所を設定するという方法もあるかと思います。3つ目、撮影をしてよいときを設定する、または駄目なときを設定するという考え方もあるかと思います。こちらは、ゾーニングの「にぎやか」「静か」というものとある程度リンクをしていく可能性が高いのかなとも思います。また、イベント時の撮影につきましては、参加している方、利用している方だけではなく、講師の意向にも配慮をしていく必要があるかなというふうに考えます。

続いて、3つ目です。電源の利用について。こちら掲示しておりますのは、表示しておりますのは、前回もご説明いたしました現在の足立区でのルールになります。「調査等により情報機器類を使用する場合に限り」と目的が設定されています。

冒頭でご説明をしましたように、足立区立図書館の使命、目指す姿、見直しに当たっての基本的な向き合い方をもう一度ここでご確認いただきたいと思いますと思っております。

資料4のスライドでいいますと、右下の番号で2番、3番、4番に当たります。

こちらの冒頭の考え方というのを踏まえた上で、論点1として、そもそもこれからの図書館で電源を使うに当たって調査などという目的というものの設定が必要かどうかというところです。

一方で、コンセント付き閲覧席は数が少なく、それを機器の充電目的の人が占有する、占有することになるのではないかという不安の声もありました。限られたコンセント付き閲覧席を多くの人で公平に使用していただくにはどのようなルールがあればよいか、これが論点の2つ目になります。

3つ目です。最近の話題になりますが、バッテリー類の発火リスクについてもどのように考慮していくのかというところがあります。

こちら3つの点をご検討いただければと考えております。

最後に、飲食についてになります。こちら6月に地域館の考えをお尋ねしたところ、飲食に伴うデメリットを心配する声が多数ありました。また、既に地域館は皆複合施設に基本的になっておりますが、その複合施設内で飲食可能な席があるため、図書館内で飲食する必要があるのかという疑問も多数ありました。つきましては、飲食については段階的に慎重に検討していく必要があると考えております。

すみません。皆様のお手元の資料、それから前日送られて、事前にお送りした資料に関しては、こちらのほう、別紙参照という書き込みがありますが、こちらスライドの修正漏れとなりますので、このスライドに関しての別紙というのはございません。失礼いたしました。

以上、館内ルール・マナーの説明は、音、

撮影、電源の3項目についてご議論を頂きたいと考えております。各項目の論点は、お手元の資料4番のスライドの右下の番号、15、20、22をご参照いただきながらご議論いただければと思います。本日のご意見を受けて、第3回には事務局案をご提案したいと考えております。

事務局からの説明、以上になります。大串議長、よろしくお願いいたします。

○大串議長 ありがとうございます。今のご説明で全体について何かありますか。もしあれば、これはどうなんだ、ああなんだという、もしなければ、1つ1つやっていきたいと思うんですけども。どうぞ、どうぞ。

○坏委員 あだち絵本シアターの坏です。

全体に関しまして、特に冒頭のこの音の部分ですね。中央図書館、中央館の利用に関してといったところでお話があったんですけども、正直、参考資料の2、これを見た限りでは全く状況が分からないということでした。つまり、その場に臨場しないと、ゾーニングのところ、中央図書館、中央館で当てはめていくとしたときに、資料だけだと分かりにくいので、やはり現場をしっかりと見て、お子様のエリアと大人が学習するエリアだとか、その辺のところを見ないと分からないなという感じがしました。

なので、例えば、例えばですけども、次回とか次々回以降で、こういった会議が終わった後に、ちょっと時間が取れるのであれば、その場所を一緒に見ていただけるような時間を設けていただいたりする必要があるのかなという感じはしました。

○大串議長 ありがとうございます。今のご意見はもっともだと思うんですけども、時間的に取れば取って、ちょっとご説明

いただくほうがいいかなというふうに思いますけれども、それは事務局にちょっと検討していただくということで。

じゃ、最初の個別のほうに行っちゃっていいですかね。最初に、飲食のほうは、これは段階的に慎重に検討を重ねたいということなので、それで行っていただくと。

それから2番目に、後ろのほうから行きたいと思うんですけれども、2番目の「電源の利用」というやつですね。これは、どうでしょうね。論点として、22枚目に2と、②で、「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」に基づき、区立図書館の目指す姿を考えると、電源の使用の在り方、目的を設定する必要があるのか。これは、2番目は、限られたコンセント付き閲覧席を多くの希望の人で公平に使用するにはどうすべきか。それから3番目は、バッテリーの発火リスクなどを考慮すると、充電中の離席は最小限とすべきか。それで、トイレの離席程度とする。これはマナーだと思うんですけれども。

2日ぐらい前にこのバッテリーで発火したという火事があった、マンションの火事があった。そのときにNHKでやっていましたけれども、NHKに出てきた専門家の方は、もうとにかく熱が出たら水につけるよりほかないとおっしゃっていましたけれども、そういうことだと、この3番の離席というのは、ちょっと「ええと」と思ったりなんかしましたけれども。

まず、電源の利用はどうでしょうね。はい、どうぞ。

○檜垣委員 檜垣です。

電源の利用なんですけれども、飲食店さんとかカフェとかでも、ちょっとこの時間は混み合っておりますので何時までのご利用でお願いしますという札を受付というか、

レジとかそういったところでいただくケースがあったり、ファミレスなんかだったりすると、90分までとか2時間までとかという制限をかけているところが多い気がするんですね。

電源を使う席が少ない図書館さんがさっきちょっと見せていただいたら多分多いのかなというふうに思いましたので、そういったところは皆さんで公平に使えるようにということで制限時間を設けさせていただく。もし誰もいらっしゃらないようだったら、もう一回でもいいと思います。例えば30分交代にしましょうねとかというので、誰もいらっしゃらないみたいなのでもう30分いいですかみたいなのを、もう一回受付に行くとかでもいいような気がするんですね。

なので、ちょっとそういったことで、多くの方に使っていただくという意味では、電源を充電しに来るところというよりも、どうしてもちょっと困った人に充電してもらいに過ぎないという、「家でできれば充電してきてね」みたいなところも含め、制限時間つきでというので、どうでしょうか。大分皆さんご納得いただける感じなんじゃないのかなという気はしております。以上です。

○大串議長 ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○坪委員 今のお話の中で、今私は、電源は、常にバッグの中にモバイルバッテリーを積んでいるんですね。災害も含めてそうなんですけれども、図書館の場合、やはりフロアを移動していくといったときに、コンセント、コンセントを探しながら行くというのが非常に、空いているところがある、ない、また待たなきゃいけないといったところもあるんですが。ちょっと検討課題にな

るかと思うんですが、モバイルバッテリーを貸出しして、その時間、例えば10分なら10分とか、15分なら15分というような形で、モバイルバッテリーをこのフロアだったら持ち運べますよという形にすると非常に利便性が向上するのではないかなという感じはいたしました。以上です。

○大串議長 なるほどね。何か私もそれをどこかで聞いたことがありますね。なるほど、それはそうだなと思いましたね。

では、ほかにご意見いかがでしょうか。時間で制限する、もうあと一つはモバイルバッテリーを貸出しする。はい、どうぞ。

○豊田委員 東京農業大学の豊田です。

例えば座席の混んでいるときに制限するとか、あるいはモバイルバッテリーを貸出ししたらどうかというのは、それはそれで考慮していいことだと思うし、十分できることだと思っています。

ただ、ここのこの電源の利用というところで、わざわざ、その1番に書いてあるように、その目的を設定する必要はあるかというこの事務局側からの問合せですけれども、今の状態を見ると、第3条、調査等により使用する場合に限り使用できるものにするとか、私、何というのかな、要らないと思っている。

こういう電源の使用はこういう場合に限りできるとか、何かそういう細かなルールをつくっていくと切りがない。じゃ、この場合はどうするんだ、この場合はどうするんだ、これはいいのかみたいな。そうじゃなくて、本当にみんなが自由に気持ちよく使っていきたいよねというアクションプランで、私たちが確認した大きな大原則の中で、その場その場でいろいろなものを協議したり決めていったりすればいいことであって、現在のこの第3条みたいなものに

関してはもう削除でいいんじゃないのかなというのが私の意見です。

○大串議長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうかね。何かもうスマートフォンやなんかは手放すことができない人たちが物すごくたくさんいらっしゃるような感じがありますね。はい、どうぞ。

○原田副議長 原田でございますが、私も豊田先生がおっしゃったのとほぼ同じで、基本的には何も要らない。ただ、書かなきゃいけないのは1つだけで、危険を、ここ、22ページでいうと3番だけだと思うんですね。バッテリーの発火リスク等の考慮というのが絶対必要で、特に、時間を制限するにしても、また何をするにしても、そういうことをやると何が起こるかという、トイレで充電するとかいう危険が発生するのが一番危険かなと思うんですね。なので、それだけ禁止する。つまり、公開されているところ以外での充電は禁止だというお話は書かなくてはいけなくて、例えばトイレであるとか、もしくは掃除用につけられたら掃除用のコンセントだとか、あの辺は全部禁止だというのは書いておかなければいけない。それ以外に関しては自由に、目的とか関係なくやっていただく。

さっきのモバイルバッテリーの配布は非常に面白くて、あれがあるならばそれでもう十分かなという気も確かにいたします。

もう一つは、発火リスクがやはり大きいので、基本的に着いているとき以外については差し込むなやはり書いておいてほしいという気はいたします。例えば「トイレに行くときは抜け」というのは書いておいてほしいという気はいたします。それが守られるのであれば何も要らないのかなというのが私の感想です。

○大串議長 ありがとうございます。何か

この前も何か電車の中でモバイルバッテリーから充電していたら何かというのがありましたよね。確かにそれはそのとおりだと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○柳川委員 視力障害者福祉協会の柳川です。

今、皆さんのいろいろなご意見を聞いて私が不思議に思ったのは、図書館の中でバッテリーを充電するとか、それ自体が何か、頭が固いのか分かりませんが、私などもスマホを持って歩いています、自宅で必ず100%充電して出てくると1日大体持ちますがね。それを何で図書館でやらなきゃいけないんですか。図書館に電源を置いたりバッテリーを置いたり、そういう今も皆さんが話しになっていたように、発火したとかそういう事件が多い中で、何で図書館に来てそれをしなきゃいけないのかと。それが図書館を利用する目的で来るのであって、それを利用する、電源を利用するんだとしても、私はあまりそういうことは必要ないと思います。この項目は、私はこれについてはちょっと疑問を感じます。

よろしく願いいたします。

○大串議長 ありがとうございます。確かに図書館というのは公共の場なので、その公共の場でそういったことをやるというのはどうなのかということも、それもまた論点としてあると思いますね。どうですか、ありますか。

○原田副議長 すみません。今、私の目の前にPCがなくて、先ほどまで使っていたのを見ていた方もいらっしゃるかもしれませんが。常にないとほぼ仕事にならないという生活を繰り返しておりまして、私の場合には、PCもそれからスマートフォンも大体2時間から3時間で放電します。なので、

もちません。なので、バッテリーが、もしくは何かがないと仕事にならないので、常にモバイルバッテリーは特大のものを持ち歩いている、これ2つ持ち歩いているんですが、それでも足りなくて、これを充電したいというのは常に感じているところでございます。もちろん私が例外であるということはある程度自覚はしているんですけども、少なくとも何かをしたいというときに禁止されているというのはちょっと厳しいのかなという気はします。

なので、私はちょっと外れたところにいるのかもしれませんが、できるだけ多くの方々に利用していただけるということを考えて、禁止する項目は少しでも減らしたいというふうな思いは持っているところでございます。ちょっと今なくて困っているという状況から、申し訳ございません。

○大串議長 ありがとうございます。実は時間、あとこれぐらいしかないというところで、まだあと2つか3つまだ話さなきゃいけないところがありますので、一応、電源については今それぞれご意見が出たところで、事務局で後でちょっと判断、検討していただいて、そして判断していただくということにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは次の、あと撮影の問題と音の問題がありまして、撮影のほうから行きましょうか。

撮影のほうの論点としては、20枚目のところで、著作権、(1)で「著作権、肖像権を侵害しない範囲の中で、ルールとマナーのバランスを考える」という点と、それから(2)は、「中央図書館における撮影ルールの見直しを具体的に考えてみる」。①として「撮影の範囲（人物を含む／施設の

み)をどのように設定するか」。②は「撮影して、良い場所／ダメな場所を設定するか」。③は「撮影して、良いとき（イベント時など）／ダメなときを設定するか」。それで、これは、「参加者だけでなく、講師の意向にも要配慮」という、こういうことでございますけれども。これについてはいかがでございましょうか。その前に中央図書館の利用者の声というのがありますけれども、撮影ですね。はい、どうぞ。

○檜垣委員 檜垣です。

まず、撮影なんです、足立区立郷土博物館で展示解説のボランティアをしまして、郷土博物館は基本的に資料もほぼ撮影オーケー、駄目なところにだけカメラにバツというマークが書いてあって、この資料だけは撮影しないでくださいねという感じになっていますので、基本的に撮影はオーケーで、中には海外から来たお客様がこの資料と一緒に写真を撮ってSNSにアップしたいみたいなお声も頂きますので、「これは撮って大丈夫ですか」と聞かれて、資料的に問題なければオーケーというお話はしていますけれども、やはり皆さんで見学会にいらっしゃる、その集合写真を館内で撮っていいかみたいなお話というのは常々上がってくるところでもあります。

それから、私も音楽教室の先生というのが本職ではありますので、イベントのほうを担当させていただいて、お写真を撮らせていただいているということもあるわけなんですけれども、基本的にお顔を写らないような感じの撮影がほとんどです。今、SNSを見ていますと、お子さんだったりご参加者さんの顔にスタンプだったりとか、ちょっとぐしゃぐしゃと消すみたいな感じで載せるのが主流にはなってきていますけれども、やはり一定数の親御さんから何か容

疑者みたいで嫌だわというお声というのはやはり今でも上がるんですね。

みんなやっているからそれでいいかというと、ちょっとそこは抵抗のある方もいらっしゃるのとは事実ですので、私自身が担当した講座とか自分の教室もそうですけれども、生徒さんのお名前と顔の写るものは一切撮影しませんというか、SNSやホームページに上げませんというのを規約に書いています。それを見た方が入ってきてくださる教室なので、そういう親御さんが多いのかなという気はしないでもありませんけれども。もし写すとしても、手だけ写っているとか、後ろ姿で誰だか分からないとかみたいなのを中心にして、イベントだったりとかいうところは撮影をさせていただいているケースが多く、今のところご好評を頂いているので、私は今後もそのつもりでいますが。

じゃ、図書館でイベントだったり、例えば図書館で今勉強しているよとか、何か友達と本を借りに来たよというのを写したときに、どこまで写ってしまうのかみたいなのは、リテラシーというところを皆さんがどのぐらい共通で持っていていらっしゃるのか、そこも難しいところにはなりますので、図書館に来ているふうの写真を撮る中で資料の撮影をされてしまうと、それはそれで困ってしまうしという意味では、場所、ここだったら撮っていいよとかという場所の限定、それは職員さんの目の届くところというのが1つあると思いますし、写るとやはり嫌だという方もいらっしゃいますので、そこのご配慮をお願いしますというのはやはり残念ながら書かないと難しいのかなという気はしています。以上です。

○大串議長 ありがとうございます。非常にいいご意見を頂いた気がするんですけれ

ども。

○藤田委員 続いて藤田です。

○大串議長 どうぞ。

○藤田委員 私も撮影については、規制ということではないですけど、ある程度お願いをする必要があると思います。このアンケートの結果では、90%ぐらいの方が、撮りたいとか撮ってもいいよというご意見のようですが、中には、撮ってもらったら困るとか撮りたくないとかという方が必ずいらっしゃるの、許可制にしたらどうかと思います。写真を撮りたいときには撮影者が担当の人に申し出る。そのとき、自分とか承諾を受けた人だけしか撮らないでください、資料は撮らないでくださいなどと記載してある説明書をお渡しして、約束できる方だけ許可するのが、安全かと思います。

このアンケートからは撮りたいという人もいっぱいいらっしゃるの、それもかなえることを考えると、許可制にしたらどうかと思いました。

○大串議長 ありがとうございます。ほかにいかがですかね。どうぞ、どうぞ。

○原田副議長 基本的に、この問題に関しては実はかなり細かいのかなというふうに思っております。つまり、撮影する範囲と、人物は自分は含まないという話、自分は関係ないですね、自分は含まないと思っていいようですね。要するに、自撮りは人物を含んでいても人物を含まない取扱いでよろしいですね。そういうことですよ。もしそうだとするならば、それはいいとしても、例えば人の後ろ姿がオーケーなのかどうか、それから顔が認識できないぐらいに遠く離れたものはオーケーなのか、それから公開するのがSNSに上げたいのか、自分の記録用なのか、もしくはレポート等に添付す

る目的なのか、研究用なのかといった目的、それらが様々存在していて、それを全部ルール化するのとはとても困難だと思うんですね。なので、極端なケース以外に関しては、これは基本的にはなかなか決められないということになるかと思います。

こういうものを定めたものが実は存在していて、デジタルアーカイブ学会、肖像権ガイドラインというのがあるんですが、肖像権ガイドラインだと、実際にこのような目的というものがこれで撮れますみたいなものが、この点数がどれがどれどれで、この点数以下の場合にはSNSはオーケーなんだけれども、これ以下の場合にはもう個人で載せるものは駄目ですみたいな、そういう形が書いてあって。ある意味では、もうそれを提示してしまっ、それに関してよくあるケースだけ示してしまえばいいのではないかな。つまり、確実に大丈夫なお話としては、人物が写らない、著作権を侵害せず人物も写らないものに関してはもう何もかも全部オーケーだと。ただし、人物が写る場合、他人の人が、他人が写るのであるならば、それは、このケース、このケース、このケースがあつて、これ以外は駄目ですみたいな形にしないと、詳細がもう書けないので、詳細についてはガイドラインに従えというふうに書いておくぐらいのことをしないと、これ一旦決め始めると、ルールを逸脱するケースがいっぱいあつて大変過ぎるかなという気がするんですけども。

承諾を取るのも全然いいんですけども、承諾を取ると、承諾を取ることイコール駄目だと捉える方がたくさんいらっしゃるというのが私の印象で、承諾を取らなきゃいけない自身駄目だと言われているというイメージですね。それが1点と、それか

ら、許諾を取るということをするとしても、判断が、何に使うんですかとはいっぱい聞かなきゃいけなくて、職員が対応できるのかなという、その2つがとても心配だということなので。もうこのガイドラインに従って、「大丈夫ですか」と言ってやる、これ以上は、「この範囲しか絶対駄目です」を規定しておく、大丈夫な場合も規定しておくというのが現実的にはあり得るのかなと思ひながら私は読んでいたという感想でございました。

○大串議長 今の3人の方のお話を聞いていると、僕個人としては、それぞれのお考えで示していただいて、それでその上で何か考えるということになるのかな。つまり、簡単に言うと、この場でそれぞれのお考えをもっと詳しく聞いて、それで図式かなんかにして、こういうのがあるんだという、それをやるのはちょっと無理があると思うので。この点については、事務局にもちょっと相談なんですけれども、もう今、お3人の方が出していただいたお考えを、事務局も含め、ちょっともっと丁寧に詳しく聞いていただいて、それで事務局のほうでこういう感じで行ったらどうだろうかという案を考えていただいて、それで次回、もし提案できるのであれば提案していただくというふうにさせていただくのがいいような気がしますね。これ以上は、時間をかけてそれぞれのお2人のお話を聞いても、じゃ、具体的に自分としてはそういうのを言われたらどうなるんだという感じもありますけれども。何かご意見ございますか。

○坏委員 最後にちょっと、坏でございます。

私、ふだん仕事は、足立区役所の、足立区営の公共の駐車場ですとか公共の自転車駐車場の管理運営をしております、以前、こんなトラブルがありました。お客様が自

転車をラックに入庫します。帰ってきたときにどこだか分からなくなっちゃうからといって写真を撮ったんですね。この柱、Aというゾーンがあるので、そのゾーンの隣に自分が止めたということを写真に撮っておきたいので撮ったら、そこに向こうから歩いてきたお客様が写り込んでいたと。カシヤットという音がしたので、今の角度だったら自分が写っただろうということで苦情を言ったんです、その写真を勝手に撮った方に。でも、私は自分の自転車を撮ったんだと、あなたを撮っていないと。それを削除しろと言ったんですけれども、削除しないとやったんですね。そこで、管理者である私たちのほうに苦情が来て、写真撮影はどうなっているんだと。そういったガイドライン、実は駐輪場では設けていないんですよ。まさか駐輪場で写真を撮るところまで、撮影NGですなんということが、今、原田先生おっしゃったように、もう大変な取締りの中で取り締まっていくのは大変だということもあってやっていなかった。そこに対する損害賠償を求められて大変な目に遭ったことがあるんですね。結果的に、損害賠償は取り下げてもらって、削除してもらうということで一件落着いたんですが。

結論からいうと、私は、公共サービスをやっている側として、駐輪、駐輪サービスですけれども、基本、撮影はNGにしたほうがいいというふうに思っています。いろいろなトラブルが、予期せぬトラブルが起り得るからなんですね。

じゃ、どうやったらいいか。図書館に来たときに撮影を、写真撮影したいといったときには、やはりこの場所ならいいという、本当に図書館の入り口みたいなところで、ようこそ図書館へと、そこでテーマパークみたいな形で撮る人というのはなかなかい

ないかと思えますけれども、撮るんだったらそういったところで撮ってみるとか、写真撮影の場みたいなところで撮影オーケーのゾーンをつくるみたいな形にしたほうが、そこに来る人たちはみんな撮影、インスタに上げるかなんか分かりませんが、そういった形に特化したゾーンをつくったほうがいいんじゃないかなという、それ以外は一切撮影禁止にしたほうがいいのかというのは自分自身の体験で痛感しております。

以上です。

○大串議長 ありがとうございます。じゃ、ほかにありますか。

今のご意見は非常に身につまされるような話で、私も図書館の中で仕事をしましたので、これは意外と想定外のいろいろなお話が出てきましたですね。

それで、事務局のほうでご検討いただいて、次回、またご提案いただけたらご提案していただきたいなと。

それで、時間もあれなんですけれども、最後にこの音の問題ですね。これは、皆さんいろいろとあると思うんですけれども、この音についてはどうでしょうね。いろいろなご意見がこれも実はあるんじゃないかなというふうに思いますし、それで図書館としてどうなのかという、こういうこともございますし。

それから、これ歴史的な経過もいろいろ絡むものですから、まず、例えば歴史の本やなんかを読みますと、ヨーロッパでは、例えばアリストテレスが最初に図書館、ムセイオンに附属した図書館をつくったときに、3つの図書館の役割ということで、1つは、本で学ぶこと、それで学習する。それから、本でいろいろと自分のいろいろな楽しみやなんかを探る。それから3つ目は、本についていろいろと対話をする。そこでお話を

するというのが、それが3つ目に書いてありまして、そうするとヨーロッパではそれが基本的な図書館についての考え方になっているから、そういう話す場、おしゃべりをする場、ここについていろいろと語り合う場、そういうのが基本的に置かれているのが図書館なんだという、そういうことなんですけれども。

日本の場合は、残念ながらそういうふうになっておりません。もう全館静かにしろというような、昔、ある時期から。これは、ちょうど日本の公共図書館ができ始めるときに、日本の資本主義が新しい段階に到達して、新中間層という方が出てきて、その予備軍の勉強の場になったということで。それまでは日本人は本を読むときには声を出して読んでいたのが、その場では静かにする。だから、明治30年代過ぎ、40年代頃の図書館の中の図とかそういうのがありますけれども、どでかく「静粛」と書いてある貼り紙が出ているような、こういった図が出たりなんかしています。それが日本の場合ずっと来ていまして、それで現代までずっと来ているということで。果たして、本というのはそういう役割を本来持っているのに、それが日本の図書館の中でちゃんと活用して利用する、本としての1つの機能とか役割を果たすような、人間との関係で果たすようなことになっているかということ、ちょっとそうではないという、そういうこともあるんですけれども。

これどうでしょうね。取りあえず、今回のご提案は中央図書館で具体的にちょっと考えてみましょうという、こういうことで、地区館のほうは、これはまたちょっとまた別にしましょうという、こういうことでご提案があると思うんですけれども、何かご意見ございますか。はい、どうぞ。

○坏委員 1点だけ。坏でございます。

実はこの8月に、子供が本が嫌いでした、何とか挑戦してもらいたいという思いから、中央館と一緒に来たんですね。子供は、初めて来たんです。そこで、ミッションを1つ設けまして、声、音とかというのをどう感じるかを子供に聞いたんですね。そうしたら、ここに行ったらお父さんが、違うお父さんが静かにしろと言っていたとか、ここはみんないるところは静かだな、大人が勉強していたみたいなのをチェックしてくれたんですよ。

そこに今回、私、もらったときにこの資料が当てはまって、音という部分で、特に中央館は非常に立地的にきちっとゾーニングされているなという感じがしました。子供が気にならなかった、ここで騒いでもお父さんは、ほかのお父さんは静かにしなさいと言っていたけれども、そこで声を出しても実はあそこにいるお姉さんには届かないと思ったよというのは、そのお姉さんの隣の座席に座って子供の声を聞いたときにあまり気にならないと子供が言ったんですよ。だから、その家族のお父さんは気になったんですねけれども、ゾーニングでは実は気になっていないと言ったのが子供の意見でした。

ここから私もちょっともう一回、この参考の資料2というのがありましたので、これを見ながらもう一回ちょっと館内を確認した方がいいなという感じがしまして、子供から学んだというのがあります。ありがとうございます。

○大串議長 ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。どうぞ。

○高橋委員 読み語りボランティアの高橋と申します。

11ページの「中央館利用者の声（タイ

ムシェア）」というところで、「午前は静かが良い」という回答をされた方が半数いらっしゃるんですね。午後は子供たちが来るからということなんですけれども、赤ちゃんが活動できるのは午前なんですね。ですから、私たち、足立区内であかちゃんおはなし会をメインに活動させていただいているんですけれども、あかちゃんおはなし会は大体午前中です。お母さんたちは、図書館によっては「あかちゃんタイム」という時間帯を設けて、この時間帯は赤ちゃんのにぎやかな声が聞こえてもちょっと優しく見守ってくださいみたいなのを設けているところもあるんですけれども。やはりお母さんは、図書館の雰囲気が静かにしていないといけないみたいな、そういうプレッシャーを感じている方が結構いらっしゃるような気がします。

あと保育園とかもちょっと何館か行かせていただいているんですけれども、保育園、幼稚園の保母さんたちも、午前中のお散歩のときとかにちょっと図書館なんかに連れていきたいと思うんですけども、やはり子供たちが騒ぐからということで二の足を踏んだり。でも、みんな絵本が好きなのでとかおっしゃる声をよく聞くんですね。

ですから、この11ページを見る限り、「午前は静かが良い」というお答えをした方が半数なんですけれども、しっかりゾーニング、中央図書館はほかの図書館と比べて広いので、子供コーナーが結構広く取られているということもありますので、ちょっとやはり午前中も、午後は幼稚園、小学校の子供たちが来てにぎやかに騒ぐんですけれども、午前中は、赤ちゃんを連れのお母さんが図書館に来ておはなし会に参加したり、赤ちゃんのための絵本を読む、選ぶという時間帯になるので、その辺のところを少し

考慮していただけたらと思います。

○大串議長 ありがとうございます。

○藤田委員 付け足しもいいでしょうか。

○大串議長 はい、どうぞ。

○藤田委員 これはお願いですが、地域館はおしゃべりオーケーみたいところが意外と少ないですね。小さい子どものことを考えたら、しゃべらないというのは無理だと思います。絵本の読み聞かせなどができると考えれば、絵本コーナーやキッズコーナーは、おしゃべりオーケーにしていけたらいいと思います。もちろん静かにするというのも大事ですけども、子どものコーナーはそのくらい許諾してあげてもいいのではないかと思います。

○大串議長 ありがとうございます。

実は私、図書館に勤め始めたのが1973年なんですけれども、そこで児童サービスの説明、研修があったんですよ。そこで担当の方がお話しされたのは、図書館は字が読める子供以上を対象にするところですよ。それで、ところが、もうヨーロッパでは、例えば1960年代後半には、これから新しい社会が登場する、到来すると。情報社会が到来して、その中で活躍できる人材を育てるためには、まずゼロ歳児からの読書だと。それで、これは、お医者さんとか公共図書館を中心に、学校の先生とかお医者さんとか心理学者とか地域の人が集まって、とにかくゼロ歳児からの読書をする。その中で、子供がやはり親御さんとか図書館員とか周りの人から読んでいただくことで、そこで楽しい気持ちを育てていただいて、それをベースにして、将来、生涯にわたる読書、これを進めてもらいたいという、そういう取組をやっていたんです。

僕も後で、1980年代、80年に23区に来て、それで、ヨーロッパのそういう事

情を知らなかった。自治権拡充のために23区独自の児童福祉委員会をつくるとか。いろいろ調べたときに、そういうことを要するに書いてある本やなんかをいろいろ見まして、「ああ、そうか、そうだったんだ」と。つまり、日本の図書館というのはやはりゼロ歳児からの読書ということを空間的に全然考えてこなかった。これが問題なんです。だから、例えば、小さな乳飲み子さんのお世話をするお部屋をちゃんとつくるとするのは、これは基本なんです。けれども、僕が関わった図書館の中でそれをつくったのは、一番新しい足立区立中央図書館。それまでの図書館はそういうのをつくらなかった。

だから、これは実に根が深い問題で、そういう基本的なところから我々は考えて、図書館にはゼロ歳児からの読書ということが必要で、もう声を出して子供たちに語りかける空間をどこにでも必要だということを、我々が認識を持つ必要があるというのが僕の考え方で。それで、騒がしい図書館だとかいろいろなことを言って、偉い先生方から怒られたりなんかしましたけれども。

やはりそういうことで、この中央図書館も単にこういうことでは……。それで、やはり午前中なんです、声が出るような空間にするには、タイムシェアにしても。だから、やはりその辺をもう一度我々としては考えて、そういうゼロ歳児からの読書を段階的に進められるような空間構成を足立区立中央図書館に考えてつくっていただきたいというのが私の考え方なんですけれども。どうぞ。

○高橋委員 私たちの活動、今年で22年目なんです、活動の最初は、中央図書館が、その当時の読書支援課というところで直接私たちはバックアップいただいていたんで

すけれども、活字離れ、本離れ、図書館離れを防ぐにはどうしたらいいかということで、待っているのではなくして、こちらから出向いて行って、本に親しめるような環境づくりということで読み聞かせ講座というのを主催して下さって、そこの有志が保健センターからスタートしたんです。

保健センターの健診のときに自由に入ることができる感じで、お子さんと一緒に待ち時間を楽しんでくださいということで5つの保健センターからスタートしまして、今は保健センター以外に幼稚園、保育園、図書館とかいろいろ活動が広がっていったんですけれども。いまだに私たちの団体は中央図書館からバックアップを頂いてまして、できるだけ絵本が好きになってほしい、その後、最初はお母さんに連れてこられて本が好きになってほしい、そのうちに1人で来られるようになったら、どんどん自分で好きな本、絵本から本というふうに図書館に足を運んでもらえる子が育ってくれたらいいなということで活動しているんですけれども。中央図書館は一生懸命やってくれています。ありがとうございます。

○豊田委員 ちょっといいですか。

○大串議長 どうぞ、どうぞ。

○豊田委員 何か時間がなくなっちゃったので、1つ提案なんですけれども、多分中央図書館に関しては広さがしっかりあるので、ゾーニングができればタイムシェアは考えなくていいと思っているんです。ゾーニングを考える上では、先ほど坪委員からありましたけれども、イメージがつかめたほうが、ここのゾーンはオーケーだね、ここのゾーンはちょっと静かにしたほうが、案外いかもねというのを、この平面図だけだとつらいので、次回のときに見学時間を設けるのか、あるいは写真っぽいような感じの

ものを見せていただくのか、方法は事務局に考えていただいて。じゃ、これをにぎやかなエリアにしましょう、これは静かなエリアにしましょうみたいな材料を用意して、次回持ち越しという辺りでどうでしょうね、議長。

○大串議長 そうですね。保健のお話があったんですけれども、私、西表島に行ったときに、やはり地元でお母さん方がおやりになっている、読み聞かせやなんかを。それで、そこがやはり保健センターだったんですね。図書館じゃなかったんですね。やはりそういう施設ではなかった。教育委員会ではなかった。

それはともかく、今の豊田委員のご提案がありましたので、どうでしょう、皆さん、こういう形で、次回、できれば、事務局に考えていただいて、館内の見学、その辺も含めて、我々に意見がまとまるような方法で考えていただいてご提案いただくということで進めたいなと思うんですけれども、どうでしょうか、事務局の方は。そういうことなんですけれども。

○大久保中央図書館長 事務局大久保でございます。

そのようにさせていただければと思いますので、館内見学の時間を、通常、こちらの会議、2時間枠でやらせていただいているんですが、プラスで取らせていただくのか、2時間の中に入れさせていただくのか、事務局のほうで考えまして、議長、副議長とご相談させていただきたいというふうに思います。

○大串議長 ありがとうございます。ということで、今、一応、事務局が論点としてご提示いただいたことについては、ちょっと尻切れトンぼになりましたけれども、我々の意見が一応出されたという形になりました

たので、時間も参りましたので、この辺で会議を閉めたいというふうに思います。ご協力いただきましてどうもありがとうございます。それで、私の進行がちょっと不手際で、大変申し訳ございませんでした。

じゃ、マイクを事務局に戻したいと思います。よろしくお願いいたします。



○大久保中央図書館長 大串議長、ご進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、今回も活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、4点ご案内をさせていただきます。

1点目、まず、次回の第3回協議会についてでございます。

大変申し訳ございません。こちらまだ日程が確定できてはおりませんが、時期といたしましては、12月の上旬で今検討をさせていただきますいております。遅くともあした頃までには皆様に日程確認のほうをメールでご連絡させていただきたいと思いますので、そちらにご返信を頂ければというふうに思います。

議題につきましては、本日に引き続きまして、館内のルール及びマナーの見直しについてご議論を頂きたいというふうに思っております。その中で、先ほどお話がありました館内の見学、中央図書館の館内のご案内ですとか、あとは、撮影に関しては事務局で再度整理をということでご指示を頂きましたので、そういったものを整理した上で臨ませていただきたいというふうに思います。会議資料につきましては、完成次第、事前にお送りをさせていただきます。

次に、2点目となります。

本日の会議録については、事務局にて作成後、委員の皆様にお送りをさせていただきます。委員の皆様のご確認が終了次第、ホームページのほうで公開をさせていただきますと思いますので、あらかじめご了承ください。

次に、3点目となります。

本日、お車でお越しの方につきましては駐車券をご用意しておりますので、会議終了後、会場内の職員までお声かけいただけますと幸いです。

最後に、4点目となります。

こちらご案内となりますけれども、本日、柳川委員から点字絵本に関する催しのご案内のほうを頂戴しております。柳川委員から、ぜひ、ご関心があれば皆様にお越しいただきたいというふうにお声かけいただいておりますので、皆様のほうでご検討いただければ幸いです。

それでは、以上をもちまして、第2回足立区立図書館協議会を終了いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席を頂きまして誠にありがとうございました。

午後4時10分閉会

第3回 足立区立図書館協議会 説明資料

館内のルール・マナーの見直し

令和7年12月11日(木)

足立区立中央図書館

Ⅰ 足立区立図書館の使命【再掲】

- (1) 誰もがいつでも気軽に足を運びたくなる施設
- (2) 区民に寄り添い、本と出会う喜びや先人の知を学ぶ楽しさ、
多様な生き方を知る機会を提供
- (3) 年齢や性別、障がいの有無や言語の違いなどにかかわらず、
一人でも多くの区民に『図書館があって良かった』と感じて
もらえる

(「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」より)

2 足立区立図書館の目指す姿 【再掲】

- (1) 本を読む人も読まない人も訪れ、区民で賑わう図書館
- (2) みんなが居心地よく過ごすことができる居場所
- (3) 本や情報を介したコミュニケーションや体験の場

(「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」より)

3 基本的な向き合い方 【再掲】

- (1) 「今、来ていない人が図書館に来たくなる」ようなルールを作る
- (2) 従来の利用者も、新しい利用者も、どちらも「居心地よく過ごることができる場所」を作る
- (3) 「公共とは何か」という視点を大切にする

4 見直しの項目 【再掲】

(1) 音

(2) 写真や動画の撮影

(3) 電源の利用

5 〈音〉 ① 前回までの議論の振り返り

(1) 区立図書館の現状

広さや間取りなどの環境要因によって、館ごとの差異が大きい

➡ まずは**中央図書館**での試行から検討していく

(2) ゾーニングとタイムシェア

館内アンケート、第二回協議会での議論ともに、**ゾーニング**

の声が多数

(3) ニーズが高い利用シーン

【こども】 のびのびと過ごしたい

【親子】 おしゃべりしながら本を探したい

【中高生】 グループ学習がしたい

5 〈音〉 ②今回の論点（事務局案）

(1) まずは中央図書館でゾーニングの試行を想定

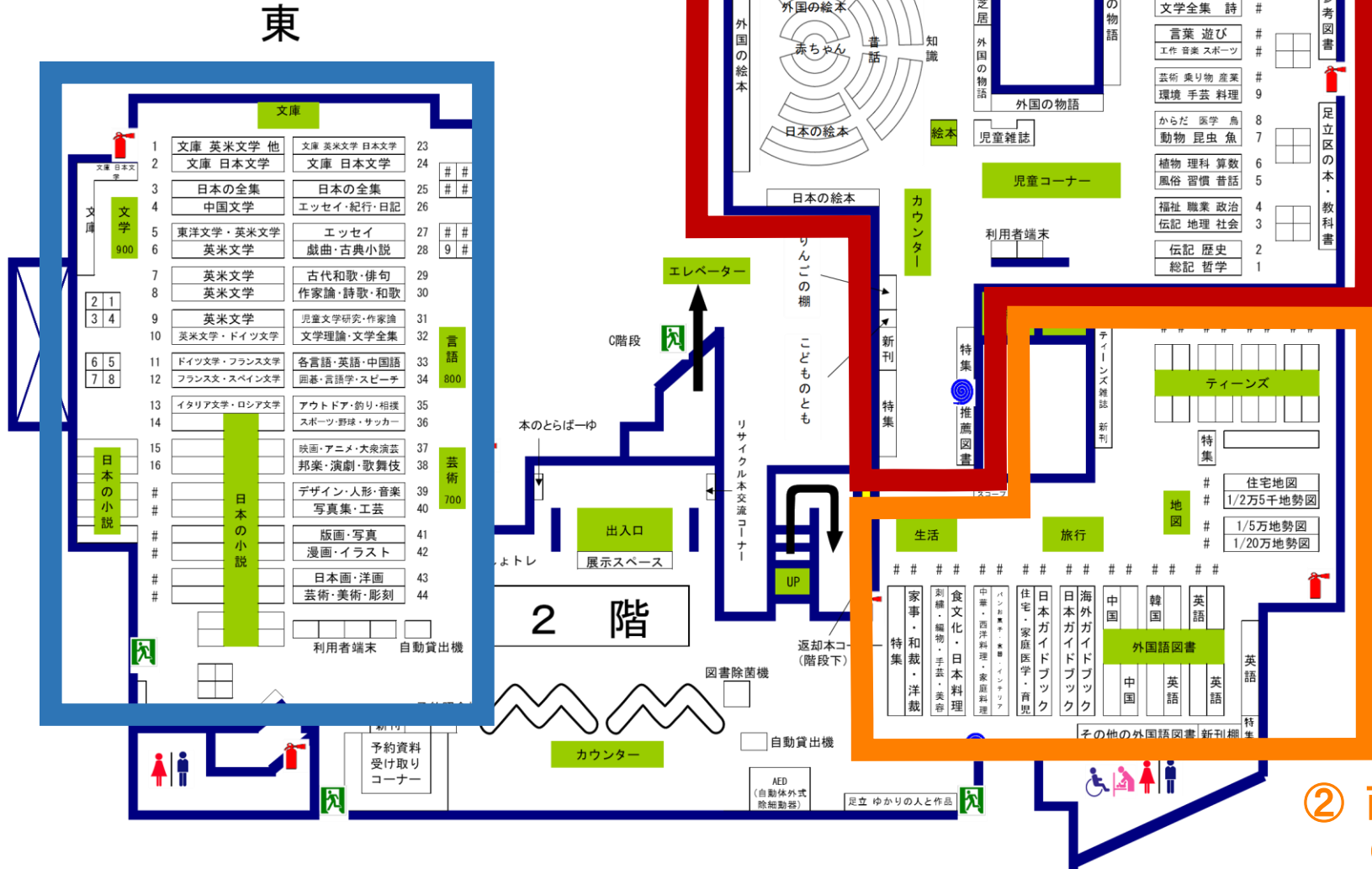
(2) 事務局案としてABCの3案を検討したため、ご議論いただきたい

階数	エリア	A案	B案	C案
1階	全体	×	×	×
2階	西側（児童エリア）	○	○	○
	西側（ティーンズエリア）	×	○	○
	東側	×	×	○
3階	西側	×	×	×
	東側（P C利用可能エリア）			

※ おしゃべり・キータッチ音を区別せずに（どちらも）緩和することを想定

配付資料【参考資料 1】
中央図書館 2 階
音に関するゾーニング案

③ 東側



① 西側
(児童エリア)

A案：①

B案：①+②

C 案：①+②+③

② 西側 (ティーンズエリア)

6 〈撮影〉 ① 前回までの議論の振り返り

(1) 撮影の範囲

人物の撮影を含めるかどうか

➡ **「慎重に」**という声が多数

※ 資料の撮影は含まない

(2) 撮影できる場所

「限定するのが適切」という声が多数

6 〈撮影〉 ②今回の論点

「慎重に」とのご意見や現場からの声を踏まえて、
令和8年度からの試行は見送り、

将来に向けた意見交換とさせていただきます

6 〈撮影〉 ②今回の論点(1)

(1) 撮影可能な場所

ニーズの高い場所（例：2階西側の児童エリア、ティーンズエリア）
に限定すべきか

※ 撮影のニーズは、特に子育て世代や中高生から高いため

6 〈撮影〉 ②今回の論点(2)

(2) 撮影可能な範囲

ア プライバシーへの配慮の有無に関わらず、他者の写りこみは不可とすべきか

イ 人物が写らなければ撮影可とすべき(A案)か、自分自身と家族のみであれば撮影可とすべき(B案)か

撮影ルールの緩和の内容	A案	B案
人物が写らなければ撮影可	○	○
自分自身と家族のみ撮影可 (他人の写りこみは不可)	×	○
プライバシーに配慮されていれば、他者の写りこみも可	×※	×※

※ 前回の協議会での慎重な意見を踏まえ、対象外とする

7 〈電源〉 ① 前回までの議論の振り返り

- (1) 目的の設定は**不要**
- (2) 人気の高い席を**多くの人が利用できる**ような工夫が必要
- (3) バッテリーの**発火リスクを考慮**する必要がある

7 〈電源〉 ② 今回の論点（事務局案）

(1) 地域館を含めた区立図書館全体でのルール変更を想定して、事務局案を作成

(2) 以下の内容をたたき台として、ご議論いただきたい

方針	具体的な対応
目的設定不要	要綱の改定にあたり、 目的は設定しない
多くの人が利用できるように	電源がある席が混雑する館は、 座席の指定席制を導入 し、公平な利用環境とする
発火リスクを考慮	マナーをコンセントの付近に掲示 する ① バッテリー発火リスクを考慮し、充電中の離席は最小時間とする ② コンセントの消費電力許容範囲を超える機器接続はしない（周囲の席と譲り合って使用すること）

コンセントの使用にあたって



- ① 多くの人が利用できるよう、コンセント付きの席は譲り合って使用しましょう。
- ② バッテリー発火のリスクがあります。
充電中の離席はできるだけ短時間にしましょう。
- ③ 消費電力の許容量を超えて機器を充電するとブレーカーが落ちます。
周囲の人と譲り合って接続しましょう。

8 スケジュール

令和7年12月頃

第3回 図書館協議会
事務局案の提示、方針の決定

令和8年 1～2月

答申

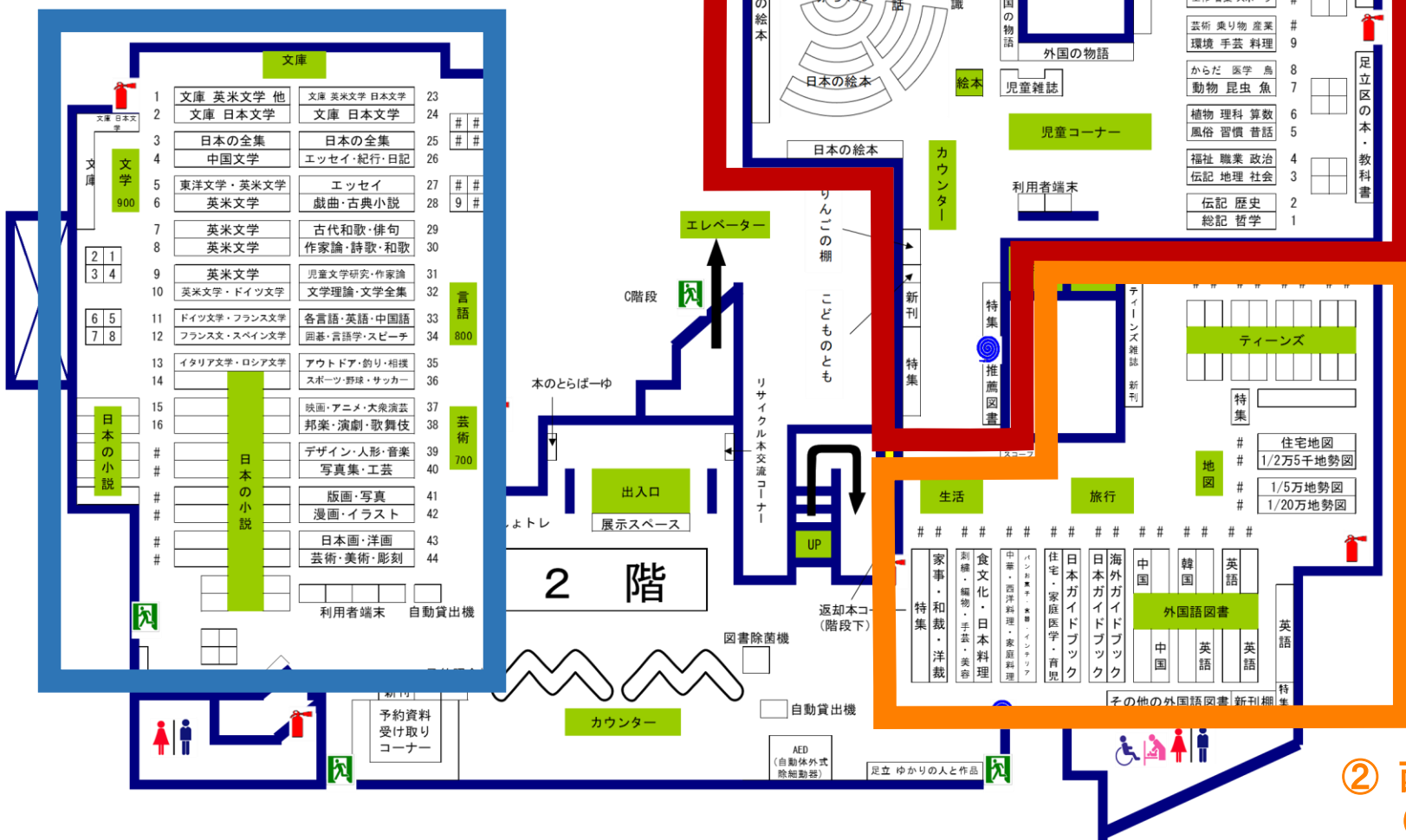
令和8年 4月

館内のルール・マナー見直し
漫画の収集 開始

中央図書館2階 音に関するゾーニング案

③ 東側

東



参考資料 1

① 西側
(児童エリア)

A案：①

B案：①+②

C 案：①+②+③

② 西側 (ティーンズエリア)